

## 事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第21号

令和6年11月15日

近 畿 運 輸 局

事案 番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする 理由
1	休止	神戸市	起点1：兵庫県神戸市東灘区西岡本 5丁目12番1地先 終点2：兵庫県神戸市東灘区西岡本 7丁目761番41地先 キロ程0.46km  起点2：兵庫県神戸市東灘区西岡本 7丁目761番41地先 終点3：兵庫県神戸市東灘区西岡本 7丁目761番42地先 キロ程0.11km  起点3：兵庫県神戸市東灘区西岡本 7丁目761番42地先 終点4：兵庫県神戸市東灘区西岡本 7丁目761番41地先 キロ程0.04km	31の5系統 (JR本山駅前～岡 本9丁目～西岡本7 丁目)	2025年4月1日 (休止期間：2025 年4月1日～2026 年3月31日)	廃止を予定する運行系統について は、利用者数が極めて少なく収支の厳 しい状況が続いており、今後の改善も 見込めないことから運行系統を廃止と 判断し、路線を休止する運びとなった。

## 【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。

## 【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。